

令和3年1月8日

保護者様

園長 宮崎玲子

緊急事態宣言の発令に伴う保育園の対応について

平素より保育運営へのご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は昨年末から爆発的な感染をみせ、昨日一都三県（千葉県・埼玉県・神奈川県）に緊急事態宣言が発令されました。それに伴い、保育園として以下の対応を行いますので、ご協力いただけますようお願いいたします。

- ① 登園前、ご家庭で検温し連絡ノートに記入をしてください。なお、念のため玄関での検温も継続して行っています。
- ② 園舎内が密にならないように、玄関にて人数制限をしています。お待ちいただくこともございますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- ③ 浦安市より『園児またはご家族の方に発熱や呼吸器症状が認められる場合は登園せず自宅で療養していただくこととしております』との通達があります。原因がはっきりするまで、お子さんの登園は自粛してください。また、保育中の場合は速やかにお迎えに来てください。上記にかかわる場合、ご兄弟も同様の対応となります（姉妹園に在籍しているご兄弟も含む）
- ④ 解熱後24時間経過してから登園してください。
感染症との診断を受けた場合は、しよりの内容に準じてください。
- ⑤ 在宅勤務への移行、就労形態に変化がありましたら、お知らせください。
- ⑥ 緊急事態宣言期間中の行事の実施については、予防対策を行ったうえで実施する予定です。今後の状況によっては、実施の判断が変更になることがありますのでご了承ください。追って案内をいたします。

子どもたちの安全を守るため、引き続きご協力をお願いいたします。